

## 林道研究会規約

第1条 本会は、林道研究会と称する。

第2条 本会の事務局を東京都千代田区におく。

第3条 本会に、地方ブロックごとの支部を置く。

2 地方ブロックについては、別に定める。

第4条 本会は、会員相互の連携を密にし、林道に関する技術の研究、情報の発表、交換等を通じて、林道事業の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1 会報の発行

2 技術および情報の交換

3 研究発表会の開催

4 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事業

第6条 会員を分けて、正会員、準会員とする。

2 正会員は林道事業に現に関係し、又は関係した者で、本会の趣旨に賛同し、入会の申込をした者とする。

3 準会員は、林道に関係ある大学および高等学校又は、これらと同程度の研究機関に在籍する学生、生徒で、本会の趣旨に賛同し、入会の申込をした者とする。

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名

副 会 長 若干名

委 員 若干名

監 事 2 名

2 本会に顧問若干名をおくことができる。

3 本会に役員とは別に、技術指導を目的とした技術顧問若干名をおくことができる。

第8条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 顧問は会長が委嘱する。

第9条 会長は、本会を代表し会務を総理する。副会長は、会長事故あるときは、これに代わる。副会長の中から会長の指名により会長代行をおくことができる。

委員は、会務を運営する。

監事は、会の財務状況を監査し、その結果を会長に報告する。

第10条 役員の任期は1年とする。また、役員に補欠が生じた場合は、会長、副会長の合議により役員を選任し、選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 本会の運営その他会務処理のため、委員会をおく。

第12条 委員会は会長、副会長、及び委員をもって構成し、これらの過半数の出席をもって成立する。

2 委員会は会長がこれを召集する。

3 委員会の議事は、会長がこれを執行し、議案の裁決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第13条 通常総会は、毎年1回これを開く。ただし、必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

2 総会は会長が召集し、役員と、地方ブロック支部ごとに1名の代議員とで構成し、これらの半数以上の出席をもって成立する。

なお、役員は代議員を兼ねることができる。

3 総会の議事は会長がこれを執行し、議案の裁決は出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 通常総会に附議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告および収支決算の承認

(2) 事業計画および収支予算の承認

(3) 役員を選任

(4) 会費の賦課および徴収の方法

(5) 規約の変更

(6) その他重要事項

第14条 総会および委員会には、書面をもって表決の意思を行ない、または代理人を出すことができる。

第15条 本会の経費は、会員の会費、その他収入をもって、これにあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

第17条 本会設立当初の役員は発起人をもって、これにあてる。

第18条 設立当初の役員の任期は、昭和40年3月31日までとする。

第19条 この規約は昭和39年11月19日から発効するものとする。